

第1部 計画の策定にあたって

- 第1章 これまでの「総合計画」とまちづくり
- 第2章 これからのまちづくりと「総合計画」
 - 第1節 地方自治法の改正と総合計画
 - 第2節 総合計画策定についての余市町の方針
 - 第3節 計画の名称
 - 第4節 計画期間
 - 第5節 関連計画
 - 第6節 町民生活主要目標



第1章 これまでの「総合計画」とまちづくり

余市町では、これまで4度にわたってまちづくりの基本的な方針を示す「総合計画」を策定してきました。最初に、その経過を振り返ります。

① 「余市町建設総合計画」 昭和47年9月20日 基本構想議決

昭和47年度から昭和56年度までの10年間を計画期間としています。計画では、最終年次（昭和56年度）の本町人口を3万人と想定し、まちづくりのビジョンとして「個性豊かな住みよい快適な文化都市建設」「基幹産業育成振興等による豊かな産業都市建設」「地域拠点都市としての余市町建設」の3点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町民憲章の制定（昭和48年）、地籍調査事業の開始（昭和50年）、中央公民館・町民会館・陸上競技場の完成（昭和54年）などがあります。



② 「余市町総合計画」 昭和56年12月16日 基本構想議決

昭和57年度から昭和66（平成3年）年度までの10年間を計画期間としています。計画では、最終年次（昭和66＝平成3年）の本町人口を3万3千人と想定し、施策の大綱として「安全で快適な環境が整った住みよいまちづくり」「町民生活を豊かにし活力と希望にあふれるまちづくり」「健康でだれもがいつでも安心して暮らせるまちづくり」「心の豊かな人間性と香り高い清新な文化の育つまちづくり」「行財政の充実強化」の5点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、各町立学校（黒川小・登小・西中・旭中）の改築、公共下水道の供用開始（平成元年）、余市町図書館オープン（平成3年）などがあります。



③ 「新余市町総合計画」 平成4年10月1日 基本構想議決

平成13年度を目標年次としています。計画では、最終年次（平成13年）の本町人口を3万人と想定し、施策の大綱として「快適生活空間のまち構想」「健康福祉のまち構想」「創造と学習のまち構想」「振興と発展のまち構想」「住民と行政のパートナーシップのまち構想」の5点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町立登小学校（平成6年）及び町立栄小学校（平成7年）の新築、JR余市駅とエルプラザの合築（平成8年）、余市宇宙記念館オープン（平成10年）などがあります。



④ 「第3次余市町総合計画」 平成14年2月27日 基本構想議決

平成14年度から平成23年度までの10年間を計画期間としています。計画では、最終年次（平成23年）における本町の目標人口を2万3千人と設定し、施策の大綱として「参加と自律による協働と信頼のまち」「地域に根ざした活力ある産業と魅力ある観光のまち」「健やかで潤いと安らぎのあるまち」「人にやさしい快適で機能的なまち」「夢と感動を育む教育と文化の香るまち」の5点を掲げています。

この計画期間における主な事業としては、町立沢町小学校の改築、あゆ場公園パークゴルフ場のオープン（平成18年）、余市川浄水場の供用開始（平成21年）などがあります。



以上のように、余市町ではこれまで4度にわたって総合計画を策定してきました。

これらは、後に述べるように「地方自治法」の規定に基づいて策定し、基本構想について議会の議決を経て計画の推進を図ってきました。

第2章 これからのまちづくりと「総合計画」

第1節 地方自治法の改正と総合計画

「日本国憲法」はその第92条において、「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。」としています。この憲法の規定に基づき、「地方自治法」という法律が定められ、その法律に基づいて都道府県や市町村などの地方公共団体が運営されています。「地方自治法」は昭和22年に制定され、幾次にもわたる改正を経て現在に至っていますが、昭和44年の改正の際、市町村の事務として「地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」を定めることが義務付けられました。条文は以下のとおりです。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

これまでの4度にわたる総合計画は、この地方自治法第2条第4項の規定に基づき策定してきたものですが、平成23年4月に地方自治法が改正され、基本構想策定の義務付けが廃止されました（平成23年8月施行）。義務付け廃止の背景には、「地域のことは地域で決める」という「地方分権」の考え方があります。市町村の総合計画については自治体の事務であり、法律での義務付けを廃止して国の関与をなくすというものです。

このことにより、総合計画の策定や議会議決の要否については、その判断がそれぞれの市町村に委ねられることとなりました。

第2節 総合計画策定についての余市町の方針

地方自治法の改正により、総合計画策定の義務付けが廃止されましたが、余市町としては、今後のまちづくりにおいても長期的な展望にたった総合的な計画は必要であるとの考えに基づき、新たな計画を策定することといたしました。

また、計画の中で、まちづくりの基本的な考え方、方針を示した部分（「基本構想」と「基本計画」）について、「余市町の総合計画を議会の議決事件として定める条例」の規定により議会の議決を求めることといたしました。

第3節 計画の名称

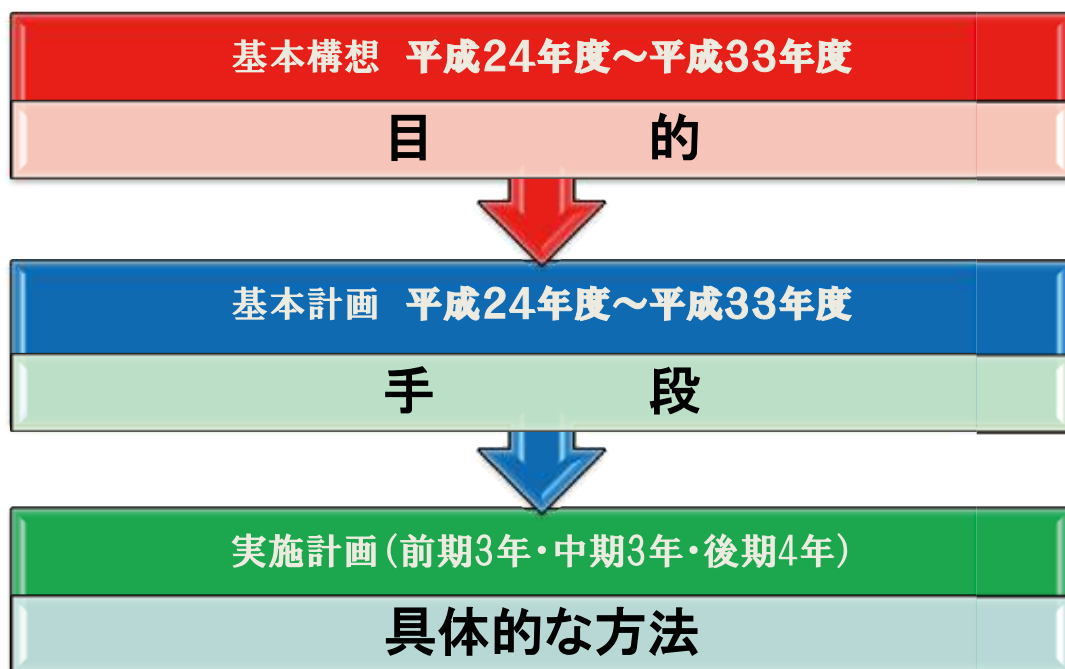
本計画は、余市町の将来に向けたまちづくりの基本的な構想及びまちづくりの基本的な計画を示すものであり、その名称を「第4次余市町総合計画」とします。

第 4 節 計画期間

第 4 次余市町総合計画の計画期間は、平成 2 4 年度から平成 3 3 年度までの 1 0 年間とします。

また、計画期間を前期 3 年、中期 3 年、後期 4 年の 3 期に区分し、まちづくりの基本構想・まちづくりの基本計画に基づき、それぞれの期間ごとに社会・経済情勢や財政状況に応じた事業実施計画を策定します。

事業実施計画は、前・中・後期の各期間が始まる前年に立案し、総合計画の参考資料として位置づけるものとします。



第5節 関連計画

この第4次余市町総合計画は、国の「全国総合開発計画」、「北海道総合開発計画」や道の「新・北海道総合計画」と整合性を図りながら策定しています。余市町が、北後志5ヵ町村の中心都市としての役割を担う一方、国や道の制度や施策に積極的に対応することで、圏域全体での取り組みを一体的に進めることができ、相乗効果を生むことが可能となります。

□全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」【国土交通省国土計画局】

- 目標年次
2010年（平成22年）～2015年（平成27年）
- 基本目標
 - ・地域の自立の促進と美しい国土の創造
 - ・生活の豊かさと自然環境の豊かさが両立する世界に開かれた活力ある国土の形成を図る「多軸型国土構造形成の基礎づくり」
 - ・開発方式は「参加と連携」
- めざす姿
第一国土軸を中心とする経済優先の国土構造から新しい国土軸の形成（北東国土軸・日本海国土軸・太平洋新国土軸・西日本国土軸）
- 北海道関連主要施策の基本方向
 - ・北国らしい特色ある自然や気候を生かした多自然居住地域の創造
 - ・中核都市を中心に周辺市町村圏が地域連携に取り組む「パートナーシップ・プロジェクト」の推進
 - ・北方圏やアジア、太平洋地域など世界に開かれた広域国際交流圏の形成

□地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画【国土交通省北海道開発局】

- 目標年次
2008年（平成20年度）～おおむね2017年（平成29年度）まで
- 戦略的目標
 - ・アジアに輝く北の拠点～開かれた競争力ある北海道の実現
 - ・森と水の豊かな北の大地～持続可能で美しい北海道の実現
 - ・地域力ある北の広域分散型社会～多様で個性ある地域から成る北海道の実現
- 主要施策
 - ・グローバルな競争力ある自立的安定経済の実現（食、観光、成長産業）
 - ・地球環境時代を先導し自然と共生する持続可能な地域社会の形成
 - ・魅力と活力ある北国の地域づくり・まちづくり
 - ・内外の交流を支えるネットワークとモビリティの向上
 - ・安全・安心な国土づくり

□新・北海道総合計画【北海道】

- 目標年次
平成 29 年度
- 将来展望
「独自性・優位性」「時代の潮流」「課題」を明らかにしつつ、おおむね四半世紀を見据え、北海道の将来を展望
- めざす姿
 - ・世界に飛躍する産業
 - ・ゆとりと安心のある暮らし
 - ・個性と活力に満ちた地域
- 政策展開の基本方向
めざす姿の実現に向け、「経済・産業」「暮らし・ライフスタイル」「環境・エネルギー」「人づくり・情報・科学技術」「社会資本」の 5 つの分野ごとに、政策展開の方向を示し、指標を設定

第 6 節 町民生活主要目標

第 4 次余市町総合計画

区 分		平成 22 年度 A	平成 33 年度 B (目標数値)	B/A (%)	
町 道	延長	k m	214.9	224.7	104.6
	舗装延長	k m	34.4	45.3	131.7
	簡易舗装延長	k m	80.8	81.7	101.1
	舗装延長計	k m	115.2	127.0	110.2
	舗装率	%	53.6	56.5	—
下水道普及率		%	79.6	84.2	—
上水道普及率		%	97.5	99.8	—
公営住宅		戸	569	541	95.1
衛 生	年間じん芥処理量	t	6,870	6,165	89.7
	年間し尿処理量	k l	8,641	H24 計画策定予定	—